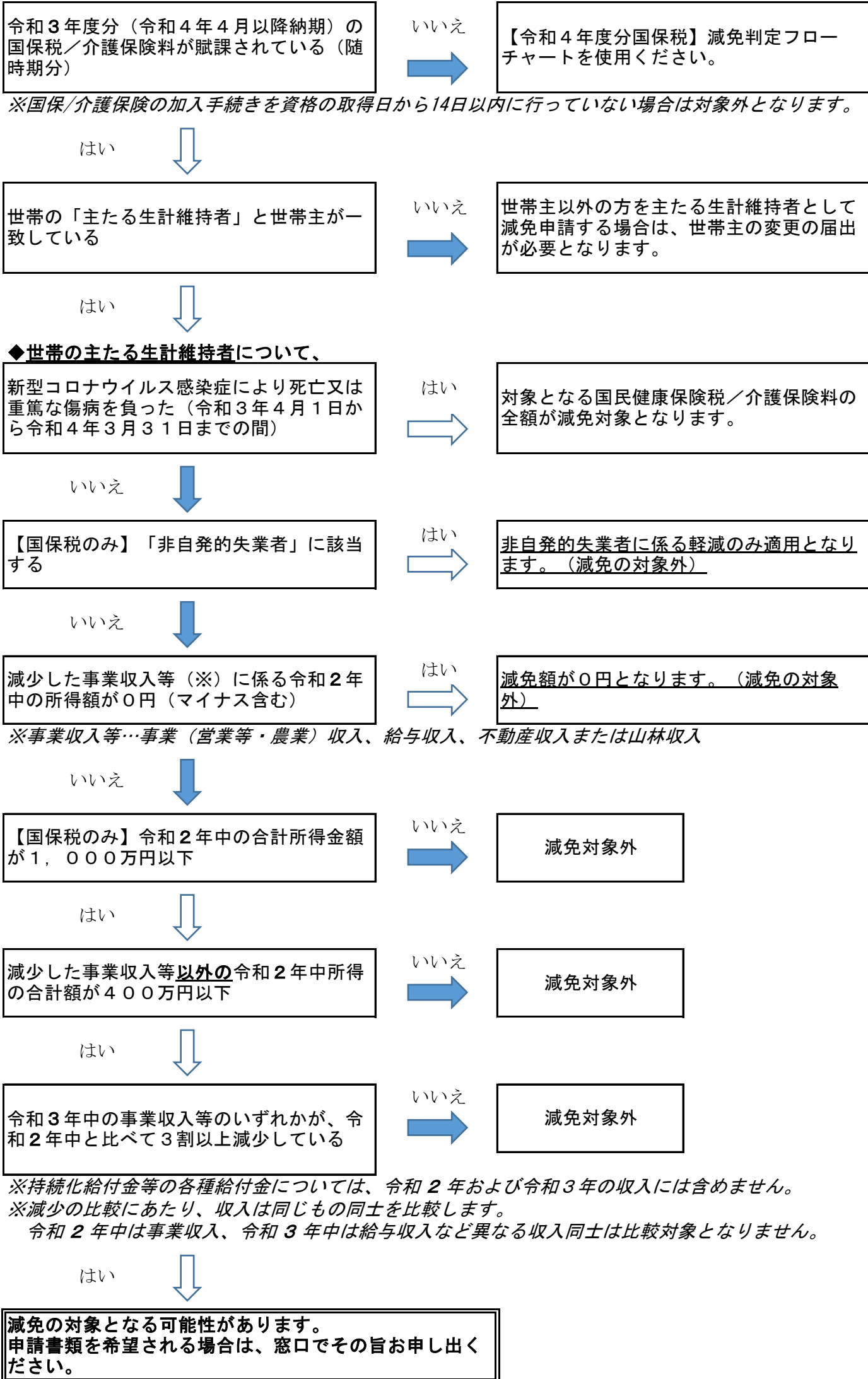


【令和3年度分】減免判定フローチャート



（注）令和4年3月末に資格を取得した、又は、令和2年の所得の変更が生じたことなどにより、令和3年度分の保険税/介護保険料が令和4年4月以降の納期限で賦課されている場合の減免について、減少については令和3年中と令和2年中の事業収入等の比較で、所得要件は令和2年中の所得で、それぞれ判断されます。